

# えいせい

「勤務時間・休憩時間の変更について」福祉保健局、病院経営本部に申入れ

## ズシ勤による慢性的な残業のさらなる延長は絶対に認めない！

○機械的・強制的に割振りは行わないこと

○定時退庁を保障すること

○事業所等については支部・局協議を保障すること

### 経過

石原知事は5月20日、今夏の節電対策として7時30分と8時を始期とする勤務時間の導入を発表し、翌週には、一部報道があたかも決定したかのような報道を行いました。

都庁職は直ちに抗議するとともに「勤務時間の変更」は労使協議事項であり、「労使合意が前提である」ことを確認し交渉を行ってきました。

### 妥結

5月24日に当局から提案された「勤務時間・休憩時間の臨時変更について(案)」は、節電と職員の負担軽減を理由に導入するとしていますが、既に廊下の全面消灯やエレベーターの間引き、自動販売機の使用禁止で協力しています。大幅な人員削減で慢性的な残業が問題になっ

ており、その解決がなければ負担軽減にはなりません。職場実態を省みず、節電効果も疑わしい提案に怒りの声があがりました。

都庁職は解明要求交渉等を行い、6月2日に当初提案に対する一部修正と最終回答を引き出して妥結しました。

不満の残る内容ではありませんでしたが、新宿本庁舎の試行開始を「遅くとも6月13日まで」とすることや「割り振りを強制させないこと」などの最終回答を都庁職拡大闘争委員会において確認し妥結しました。

### 両局に申入れ

支部は、6月3日(金)、両局に対して都庁職と都側が妥結した内容を確認するとともに、実施にあたっては都民サービスを低下させないこと、各職場・職員の実情を踏まえ強引に実施しないよ

う申し入れました。

これに対し両局の回答は、6月13日から試行を始める新宿本庁舎においては、業務の特性上、公務運営への影響を最小限にするためにも「パーセンテージに縛られない」「総務局が提示した割合によりがたいこともありうる」と回答しました。

### 事業所の取り扱い

事業所について、病院経営本部は「患者サービスへの影響を踏まえ、各都立病院における勤務時間設定は従前のとおりとする。」福祉保健局は「ローテーション職場、特例設定職場は従前の勤務時間とし、その他官庁執務型職場においても、事業所業務の特性上、新たな勤務時間とすることで支障が生じる場合には、従前の勤務時間とすることが出来る。」と回答しました。

### 支部の方針

支部は、第25回支部執行委員会において、局回答を確認するとともに、交替制職場や特例設定職場以外の職場・事業所についても、都民サービスを低下させないために、「勤務時間・休憩時間の臨時変更はせず、これまでどおりの勤務時間とするよう求めていく」ことを確認しました。

### 今後の日程

- ★全国保健所交流集会  
日時 6月25日  
会場 愛知労働会館
- ★第7回自治体構造改革反対闘争交流集会  
日時 6月25日(土)  
午前10時  
東京労働会館7階
- ★原発0をめざす緊急行動  
日時 7月2日(土)  
午前11時  
場所 明治公園
- ★原発学習会  
日時 7月6日(水)  
午後6時30分  
会場 都庁職大会議室

えいせい

事項	福祉保健局の考え方（6月8日）	病院経営本部の考え方（6月7日）
1 対象職員について	<p>新宿本庁舎勤務の職員（官庁執務型）を対象とする事業所の取扱については、別途協議する。</p> <p>ローテーション職場、特例設定職場は従前の勤務時間とし、その他官庁執務型職場においても、事業所業務の特性上、新たな勤務時間とすることで支障が生じる場合には、従前の勤務時間とすることができる。</p>	<p>新宿本庁舎者の職員（官庁執務型）を対象とする。患者サービスへの影響を踏まえ、各都立病院における勤務時間設定は従前のおりとする。</p>
2 正規の勤務時間の割振り及び休憩時間について	略（都側提案の通り）	略（都側提案の通り）
3 現行の正規の勤務時間の割振りの区分（A班・B班・C班）について	<p>保育園への送迎、遠距離通勤、通院等を考慮する必要があると認められ、I型、II型若しくはIII型に振り分けることができない場合については、A班・B班・C班を含めた区分から、所属長が指定する。</p>	<p>保育園への送迎、遠距離通勤、通院等を考慮する必要があると認められ、I型、II型若しくはIII型に振り分けることができない場合については、A班・B班・C判を含めた区分から、所属長が指定する。</p>
4 I型及びII型で全体の55%程度、そのうちI型は全体の10%以内、III型は全体の45%程度を目途とする振り分けについて	<p>各部署における業務の特性等を踏まえ、新たな勤務時間とすることで業務上支障が生じる場合、また上記3にある考慮が必要な職員もいることから、結果としてこの割合によりがたい場合もあり得ると考える。</p>	<p>各都立病院のほか、各関係機関等との連携・調整を行っている新宿本庁舎勤務職員の業務の特性上、公務運営への影響を最小限にするために、結果としてこの割合によりがたい場合もあり得ると考える。</p>
5 試行開始日について	各割振り時間への職員の振り分けなど、必要な試行準備を行い、平成23年6月13日から試行を開始したい。	各割振り時間への職員の振り分けなど、必要な試行準備を行い、平成23年6月13日から試行を開始したい。

**生協からのお知らせ**

7月5日(火) お昼休み

☆**サクランボ（山形県天童市佐藤錦）**

500g 1,600円 組合員

1,800円 その他

予約受け付けます（支部まで連絡ください）

衛生局支部書記局 27階南側

※本庁舎以外で取り組む場合は予め連絡ください。

**被災地のボランティア活動について  
募集しています**

自治労連は、被災地のボランティア活動を引続き行う計画でいます。

衛生局支部では、6月26日(日)夜出発、7月1日(金)帰宅(自動車)する予定があります。

希望する方は、衛生局支部まで連絡をください。

なお、この日程以外でも希望する方は、連絡をください。

**ボランティア派遣場所 岩手県陸前高田市**

**岩手県陸前高田市のボランティアに参加して**

被災地の状況などは、今後の「えいせい」で報告していきたいと思えます。そもそもどのようなことをお手伝いするのか、参考にしてください。

被災された家の瓦礫の撤去、水路の掃除、陸前高田市が発行する広報を区長に配布、全国から集まるボランティアに機材の

貸出しや交通整理、全国から集まる自治労連組合員の食事の提供などです。

宿泊場は、湯治場の旅館を確保しており、毛布2枚が割り当てられるので、十分過ごせます。また、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、長靴は自治労連が現地で準備しているので、無理をしなくても大丈夫です。  
(副支部長 小野塚洋行)